

## 提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

### 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略 称
資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）	法
資金決済に関する法律施行令	令
前払式支払手段に関する内閣府令	前払式支払手段府令
資金移動業者に関する内閣府令	資金移動業者府令
前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第92号）	前払式証票規制法
前払式証票の規制等に関する法律施行令	前払式証票規制法施行令
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）	出資法
事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 2 預り金関係	事務ガイドライン（預り金）
事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）
事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係	事務ガイドライン（資金移動業者）
個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
金融分野における個人情報保護に関するガイドライン	個人情報保護法ガイドライン
金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針	個人情報保護実務指針

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
5 前払式支払手段発行者関係			
I-1 前払式支払手段の範囲等			
1	法人	消費者はすでに企業ポイントを現金同等物と捉えるようになっており、近時の航空会社の事案をみても、発行済のポイントができる限り保護されていることが健全な企業ポイントの発展のため必要と考える。したがって今後は無償ポイントについても、前払式支払手段ではないものの供託義務を課す等、法の規制の対象とすることも検討いただきたい。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
2	オンラインゲーム協会	オンラインゲーム業界は、業界及びその業界に属する企業自体も未だ発展・成長段階にあり、近年のコンプライアンス重視の経営傾向・本法における規定などもあり、「前払式支払手段」の概念及び「適用除外規定」などの規定・制度を柔軟に創設、解釈して適切に運用すべきではないか。サービス提供の促進、産業及び業界の健全な発展と、消費者である利用者保護の適切なバランスを図るべきである。本事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)の内容も、上記の観点から適切な内容として制定されるべきと考える。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
3	全国消費生活相談員協会 電子マネー研究会	前払式支払手段のうちサーバ記録型電子マネーは、外形的に収納代行と区別が困難な場合がある。例えばインターネット内でのみ事業活動を行う者のなかには、存在や事業内容がわかりにくい決済事業者もあるので、法規制逃れをする事業者のないよう、法第3条に規定された定義に基づき、該当する事業者がもれなく登録されるよう運用していただきたい。また事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)でその旨明記していただきたい。	<p>頂いたご意見を踏まえ、法第3条第1項の「前払式支払手段」の定義に該当する証券等、番号、記号その他の符号を発行している者が法令に従い、漏れなく届出又は登録を行うよう、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅰ-1-1⑤の文言を修正いたしました(詳細については、下記6に対する回答をご参照ください。)</p> <p>また、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅲ-1-1(4)(5)において、監督当局は無登録業者等の実態把握に努めるとともに、無登録業者等に係る情報を入手した場合にはその態様に応じて、届出や登録の指導、警告、告発等の措置を取ることを規定しています。事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)のこれらの記載に基づき、適切に対処してまいります。</p>
I-1-1 前払式支払手段に該当しない証券等又は番号、記号その他の符号			
4	法人	前払式支払手段に該当しない証券等、法の適用を除外される前払式支払手段については記載があるものの、例えば交換により前払式支払手段と交換が可能となるポイントについて、これが同法の前払式支払手段に該当するか否かがはっきりしない。利用者保護の観点から、このようなポイントプログラムについては前払式支払手段に該当するものとして取り扱うよう、当事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)中に規定していただきたい。	いわゆるポイントの取り扱いについては、発行に際しての対価性の有無など、個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものであり、交換対象に前払式支払手段が含まれていることのみをもって、一律に前払式支払手段に該当すると判断することは困難です。

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
5	個人	<p>サーバ型前払式支払手段の範囲について、以下の点を明確にしていきたい。</p> <p>①ゲーム内通貨は法の対象と考えるべきか。近年、電子マネーの大半はすぐにゲーム内通貨に置き換えられており、電子マネーのみを範囲にするだけでは消費者の安全性向上には繋がらない。</p> <p>②アバターを電子マネー等で購入するとそのおまけとしてゲーム内通貨が付与される場合で、そのゲーム内通貨が実質的な購入目的となっている場合は、当該ゲーム内通貨を前払式支払手段と考えてよいか。おまけと称して、その経済的実態に関わらず、すべからず前払式支払手段に該当しないこととすると、電子マネーにおいても同様の手口で法の範囲から外れることが容易に可能となる。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えられますが、いわゆるゲーム内通貨についても、法第3条第1項の定義に該当すれば、前払式支払手段として法の適用対象となります。</p> <p>なお、いわゆる「おまけ」として、対価を得ずに発行されるものについては、前払式支払手段の要件の1つである「対価を得て発行される」という要件を満たさないことから、法に規定する前払式支払手段には該当しません。</p> <p>また、「おまけ」と称して発行されるものであっても、当該「おまけ」とともに提供される商品・役務の内容に照らして、実質的に利用者が当該「おまけ」に対して対価を支払っている場合には、前払式支払手段に該当する可能性があることに留意する必要がありますと考えられます。</p>
6	オンラインゲーム協会	<p>法第3条第1項の「前払式支払手段」に該当しないものの要件の一つとして、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)に「本人確認手段をもってすれば権利行使できる仕組みとなっており、実際にそのように運用されていること」と記載されている。この本人確認の手段として免許証や健康保険証のような公的な身分証明書等以外に、「顧客・ユーザーが自己申告した氏名(通称、仮称を含む)、クレジットカード番号等の個人情報(当該顧客・ユーザー本人のみが知りうる情報)を一定の仕組みにより入力する方法」などによって、個人が特定できる仕組みとなっているものも含むものとして、考えてよいか。</p> <p>このように解釈した場合であっても顧客・ユーザー等の保護については前記個人情報が顧客による自己申告によるものであることから、十分であると考えられる。</p>	<p>事務ガイドライン(前払式支払手段発行者) I-1-1⑤においては、利用者から前払を受けて事業者が発行する証票等又は番号、記号その他の符号(以下「証票・番号等」)であっても、その証票・番号等が本人であることを確認する手段等であり、それ自体には価値が存在せず、かつ証票、電子機器その他のものに記録された財産的価値との結びつきがないものである場合には、法の適用対象外である旨を記載しています。</p> <p>このような証票・番号等が発行される場合には、少なくとも①当初、利用者から前払を受けて事業者が証票・番号等を発行する際に、当該利用者(権利者)を特定するに足る情報を入手すること等により本人確認を実施する、②当該証票・番号等がなくても、利用者が権利者本人であることを発行者が確認できた場合には商品・役務の提供を行う、③権利者以外の者が当該証票・番号等の提示等を行って商品・役務の提供を受けようとした場合にこれを拒絶する、という3点をすべて満たすような取扱いが行われているものと考えられます。</p> <p>このような観点から、ある証票・番号等が事務ガイドライン(前払式支払手段発行者) I-1-1⑤に該当するためには、発行者において、対面による本人確認を実施するか又はこれと同程度に利用者が真正な権利者であるか否かを確実に認識できるシステムを構築するなどの措置を講じることが必要であると考えられます。</p> <p>そのため、商品・役務を提供する際に、単に、顧客・ユーザーが自己申告した氏名(通称、仮称を含む)やクレジットカード番号などを入力することを求めるのみでは、利用者が真正な権利者であるか否かを確実に認識できるシステムとは認められないと考えられます。</p> <p>また、上記の趣旨が明確になるよう、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)の本文を修正いたしました。</p>

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
7	モバイルコンテンツフォーラム	<p>携帯サイトにおいては、コンテンツ等を利用する場合に支払を行った本人を確認するための手段として番号・記号が用いられている。ここでの番号・記号は、携帯電話PHS事業者によって呼称は異なるが、ユーザーID等と呼ばれるものであり、携帯電話PHS事業者が回線利用者を識別する手段として発行しているものを携帯サイト運営者が利用して本人確認をしている。</p> <p>ユーザーID等自体には価値は持たず、ユーザーID等と紐づいた端末等を紛失した場合は、携帯電話PHS事業者の店頭等において、免許証等の本人確認手段によって厳密に本人認証を行うことで、再発行が行われてコンテンツを利用することが可能となっている。このような運用は、「I-1-1(1)⑤イ」・当初から、当該番号、記号その他の符号以外の本人確認手段(当該番号、記号その他の符号を発行した者が発行したものについては証券等に限る。)をもってすれば権利行使できる仕組みとなっており、実際にそのように運用されていること。」に該当することをガイドラインまたはその他の方法で明らかにすることを求める。</p>	<p>事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)I-1-1⑤においては、利用者から前払を受けて事業者が発行する証券等又は番号、記号その他の符号(以下「証券・番号等」)であっても、その証券・番号等が本人であることを確認する手段等であり、それ自体には価値が存在せず、かつ証券・電子機器その他のものに記録された財産的価値との結びつきがないものである場合には、法の適用対象外である旨を記載しています。</p> <p>お問合せの事例のように、権利者本人であることが確認されているにもかかわらず、商品・役務の提供を受けるのに再発行された証券・番号等の通知を要する場合には、当該証券・番号等は事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)I-1-1⑤には該当せず、法律の適用を受けると考えられます。</p> <p>上記6に対する回答もご参照ください。</p>
8	モバイルコンテンツフォーラム	<p>携帯またはPCサイトでは、本人確認手段として、サイトの運営者が発行するIDとパスワードが用いられている。ID・パスワード(記号・符合)の組み合わせにより本人を特定するための目的で利用されており、本来的にはこのID・パスワードにはそれ自体には価値は持たない。また、多くの場合、サイト運営者はID・パスワードに価値を持たせるのではなく、契約した利用者特定のために発行しているものである。</p> <p>ID・パスワードを紛失・亡失等により再発行するような場合、その他の本人確認手段として、通常では容易に他者との間で再利用が出来ないメールアドレス等を用いている。例えばメールアドレスに関しては当該メールボックスにIDもしくはパスワードを送付することで、本人を確認している。これは現実世界において容易に移転が出来ない住居(住所)への書類の送付によって本人と特定していることに近い例である。</p> <p>このように、サイト運営者側が利用者本人を特定するために適切な措置を講じているものについては、「I-1-1(1)⑤イ」・当初から、当該番号、記号その他の符号以外の本人確認手段(当該番号、記号その他の符号を発行した者が発行したものについては証券等に限る。)をもってすれば権利行使できる仕組みとなっており、実際にそのように運用されていること。」に該当することをガイドラインまたはその他の方法で明らかにすることを求める。</p>	<p>上記7に対する回答をご参照ください。</p>



番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
9	モバイルコンテンツフォーラム	<p>I-1-1(1)⑤ イ)括弧書きにおいて、当該番号、記号その他の符号を発行した者が発行したものについては、「証券等」に限るとされているが、当該番号、記号その他の符号以外の本人確認手段として、「証券等」以外にもWeb技術やアプリケーション等を利用して証券等よりも厳密に本人確認する手段が考えられるなかで、証券等に限定している合理的な根拠がなく、本人確認手段であるかどうかという本来の要件定義からしても証券等に限定する意図は不適切であるため、括弧書きについて修正するか削除を求める。</p>	<p>事務ガイドライン(前払式支払手段発行者) I-1-1⑤においては、利用者から前払を受けて事業者が発行する証券等又は番号、記号その他の符号(以下「証券・番号等」)であっても、その証券・番号等が本人であることを確認する手段等であり、それ自体には価値が存在せず、かつ証券、電子機器その他のものに記録された財産的価値との結びつきがないものである場合には、法の適用対象外である旨を記載しています。</p> <p>このような証券・番号等が発行される場合には、少なくとも①当初、利用者から前払を受けて事業者が証券・番号等が発行する際に、当該利用者(権利者)を特定するに足る情報を入手すること等により本人確認を実施する、②当該証券・番号等がなくても、利用者が権利者本人であることを発行者が確認できた場合には商品・役務の提供を行う、③権利者以外の者が当該証券・番号等の提示等を行って商品・役務の提供を受けようとした場合にこれを拒絶する、という3点をすべて満たすような取扱いが行われているものと考えられます。</p> <p>このような観点からは、ある証券・番号等が事務ガイドライン(前払式支払手段発行者) I-1-1⑤に該当するためには、発行者において、対面による本人確認を実施するか又はこれと同程度に利用者が真正な権利者であるか否かを確実に認識できるシステムを構築するなどの措置を講じることが必要であると考えられます。</p> <p>また、上記の趣旨が明確になるよう、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)の本文を修正いたしました。</p> <p>よって、利用者から前払をうけて事業者が証券・番号等が発行する場合であって、Web技術やアプリケーション等を利用することにより、上記のような取扱いが行われる場合には、当該証券・番号等は事務ガイドライン(前払式支払手段発行者) I-1-1⑤に該当し、法律の適用対象外となると考えられます。</p>
10	モバイルコンテンツフォーラム	<p>I-1-1(1)⑤ の定義としてア)またはイ)が明記されているが、この定義だけでは実際に運用されている「本人であることを確認する手段等で証券等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在しないもの」すべてを網羅できておらず、実際にア)またはイ)と同等の利用がなされているものが存在している。このようなア)またはイ)に該当しなくても「本人であることを確認する手段等で証券等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在しないもの」に該当する利用形態についても法の公平性の観点から I-1-1(1)⑤ に該当すると判断されるべきと考える。</p> <p>よって I-1-1(1)⑤において「ウ)ア)またはイ)と同等の本人確認手段等で証券等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在しないもの」を追加することを求める。</p>	<p>上記6に対する回答をご参照ください。</p>
11	前払式証券発行協会	<p>例えば、インターネット上でゲームや音楽をダウンロードする仕組みで、利用料を支払えば各月の利用回数が無制限となるようなサービスは、I-1-1(1)⑥の例外に該当するとの理解で良いか。</p>	<p>一般に、証券等又は番号、記号その他の符号(以下「証券・番号等」)を提示、交付、通知その他の方法により使用することにより、あらかじめ定められた一定の期間内に回数制限なく物品の給付や役務の提供が受けられるものなど、当該証券・番号等の使用に連動して財産的価値の記録が減少するものではないものについては、I-1-1(1)⑥に該当すると考えられます。</p>

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
I-1-3 法の適用を除外される前払式支払手段等			
12	オンラインゲーム協会	<p>政令第4条第1項第3号及び同項第4号に関する本事務ガイドライン(前払式支払手段発行者) I-1-2案は、サーバ型前払式支払手段であっても、政令第4条第1項第3号及び同項第4号に該当するものは原則として、「法の適用対象とならない」としつつ、そのうち、「商品の給付や役務の提供が専らインターネットを通じて行われる場合」には、名称が「入場券」、「乗車券」や「食券」と称するものでも、仮想空間へのアクセス過程やその提供する役務をとらえて総称しているにすぎない場合は、「法の適用対象となる」としている。</p> <p>しかしながら、サーバ型前払式支払手段である場合で、かつ「特定の施設又は場所の利用に際し発行される食券その他の証票等で、当該施設又は場所の利用者が通常使用することとされているもの」(同項第3号)、あるいはこれと「同等の機能を有する番号、記号その他の符号」(同項第4号)である場合には、「商品の給付や役務の提供が専らインターネットを通じて行われる場合」か否かを区別せず、すべて適用除外とすべきである。</p> <p>現在のIT技術の進化およびますます様々なサービス提供がインターネットを通じて行われるようになっていく今後の趨勢を考慮すれば、このような区別は日本国内におけるサービス提供の促進、産業及び業界の健全な発展を著しく阻害すると考える。</p>	<p>令第4条第1項は、現行の前払式証票規制法施行令第1条の規定を踏襲しており、適用除外とされる範囲については、何ら変更を加えるものではありません。</p> <p>仮想空間においては令第4条第1項第1号から第3号に規定するような乗車券、乗船券、入場券等は想定することが困難であると考えられ、令第4条第1項第4号括弧書の場合には、適用除外とされないことを明確化したものです。</p> <p>政令において、このような解釈が明示されたことを踏まえ、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)においても対応する内容を記載したものです。</p>
13	オンラインゲーム協会	<p>本ガイドラインの I-1-1、I-1-2は、現在の案よりも広く設定ないし解釈適用されるべきと考える。特にゲームセンターのコインや、ある特定のゲームのみに使用されるようなポイントなど、使用場所や使用方法が限定されている種類のものは、流通性及び汎用性(換金性)がないという理由及び前払にそもそもあたらないという理由も含め、「前払式支払手段」の概念には含まれない、あるいは「適用除外規定」の対象になるということを明確にしていきたい。</p>	<p>前払式支払手段に該当するか否かは、法第3条第1項に基づき判断されるものであり、使用場所や使用方法が限定されている場合であっても、法第3条第1項に規定する「前払式支払手段」の定義に該当する場合には、法の適用対象となります。</p>
II-1 法令等遵守			
II-1-1 法令等遵守(コンプライアンス)態勢等			
14	前払式証票発行協会	<p>前払式支払手段発行者が法令等遵守(コンプライアンス)態勢を整備するにあたり、社内規則等を策定する場合には、認定資金決済事業者協会の自主規制規則の趣旨を尊重し、これに沿った内容となっていることが望ましいとの理解でよいか。</p>	<p>認定資金決済事業者協会の自主規制規則の趣旨を尊重し、コンプライアンス態勢を整備することは、望ましいと考えられます。</p>
15	法人	<p>「当該前払式支払手段発行者の規模や特性などからみて、前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない」とあるが、「特段の問題がない」と認められる具体的な事例の記載がないためにどの程度当事務ガイドラインを遵守すべきかははっきりしない。これについて具体的な事例または基準をガイドラインに盛り込んでいただきたい。</p>	<p>事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)の監督上の評価項目における主な着眼点は、法令の関連条項を遵守しつつ利用者の保護の観点から問題が生じないように前払式支払手段の発行の業務を遂行していく観点から、一般に必要と考えられる項目を示したものです。当該目的を達成するために、各前払式支払手段発行者において具体的にどのような対応が求められるかについては、それぞれが行う前払式支払手段の発行の業務の規模・特性に応じて異なると考えられることから、ご指摘の箇所の記載を設けたものであり、一律に基準を明確に定めることは困難です。</p>

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
II-1-2 反社会的勢力による被害の防止			
16	日本クレジットカード協会	反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備については、II-1-2に記載された社会的要請等を十分踏まえ、例示された留意点①～④を各事業者の特性等に応じ取り入れるなどして必要な措置を講ずることで良いと解してよいか。	ご理解の通りです。
17	法人	「定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行うこと」とあるが、全ての株主の「属性情報」を逐一確認することは多大な時間と効果に見合わぬコストが掛かることになり実務上困難であることから、ガイドラインから「属性情報」の項目は削除いただきたい。少なくとも上場会社においては数万名にのぼることもある株主の個別の属性情報の確認は困難である。	反社会的勢力が企業の株式を取得した場合には、株主の地位を悪用して企業に対して不当要求を行うおそれがあるなどの事態が想定されることから、このような株主の立場を利用しての不当要求に備える観点からは、定期的に株主の属性把握を行うことは有効であると考えられます。 なお、属性把握を行う頻度・タイミングについては、各企業において適切に判断されるべきものですが、疑念が生じた場合に速やかに株主属性の把握が行えるような体制を整備する必要があります。
II-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等			
II-2-2 帳簿書類			
18	前払式証券発行協会	「帳簿作成部門以外の部門」とは、帳簿作成の担当者以外の者による検証が必要とされる趣旨であり、必ずしも新たに別個独立の部門を設けることまで要求されていないとの理解でよいか。	前払式支払手段の発行の業務の規模・特性に照らして、帳簿作成部門以外の部門による確認が困難であり、かつ、帳簿書類の記載内容の正確性を確保する観点から実効性のある措置が講じられている場合には、そのような代替措置も認められると考えられます。
II-2-3 利用者情報管理			
19	前払式証券発行協会	II-2-3及びII-2-3-1①では、「利用者に関する情報」について、また、同③及び⑥では「個人である利用者に関する情報」について、それぞれ個人情報保護法や個人情報保護法ガイドライン等に従った措置が求められているものの、利用者が特定される情報以外の情報についてまで、個人情報保護法や個人情報保護法ガイドライン等に従った措置を求める趣旨ではないとの理解でよいか。	基本的にそのような理解で問題ありませんが、匿名化された情報であっても、事業者において通常の業務における一般的な方法で、個人を識別する他の情報との照合が可能な状態にあれば、個人情報に該当するものと解されていることに留意が必要です。
20	法人	「個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保険医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、個人情報保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか」とあるが、これらの非公開情報を一つでも取得した場合、等に限定していただきたい。また、「利用しないことを確保するための措置」とは、具体的には、どのような措置か、具体例を示していただきたい。	特別の非公開情報を全く取得しない場合にまで、ご指摘のような態勢整備を求めるものではありません。この場合には、特別の非公開情報を誤って取得しないことを確保するための措置を講じることが求められます。 なお、特別の非公開情報を取得した場合に講じるべき措置の内容については、個人情報保護実務指針をご参照ください。

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
Ⅱ－3 事務運営			
Ⅱ－3－2 前払式支払手段の払戻し			
21	法人	保有者に対して、払戻しの手続をする場合の告知(実施)期間の最低期間を設けてはどうか。	前払式支払手段発行者が法第20条第1項の規定に基づき前払式支払手段の払戻しを行う場合には、前払式支払手段府令第41条第2項に基づき、利用者の申出期間中はすべての営業所又は事務所及び加盟店に手続内容に関する掲示が行われるための措置を講じることが義務付けられています。 また、利用者からの払戻しの申出期間については、60日以上とすることとされています(前払式手段府令第42条第2項第4号)。
22	法人	法律が施行された場合、事前に所轄の財務局に照会や協議をしたうえで、払戻しの手続きをするような条文を追加してはどうか。	事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅲ－2－2(1)において、前払式支払手段発行者が発行の業務を廃止する場合には、法第20条1項により当該前払式支払手段発行者が行うこととされている払戻し手続の実施予定等について、報告を求めることとしております。
23	全国消費生活相談員協会 電子マネー研究会	法20条2項にいう原則払戻し禁止の例外事項として、「公序良俗違反」の物品・役務に対する決済について払戻しを妨げない旨、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者関係)で明確にしていきたい。	法第20条第2項は、公序良俗違反や利用者の錯誤を理由として契約が無効になった場合や、詐欺や消費者契約法第4条に規定する不実告知等を理由として契約が取り消された場合に、利用者に対して払戻しを行うことを妨げるものではありません。
24	前払式証券発行協会	払戻しの申出を行った利用者について、「もれなく」払戻しが行われているか、との記載となっているが、不正な払戻しの要求や、前払式支払手段発行者が抗弁を有する場合も想定される。よって、「もれなく」という文言を削除し、「ハ. 払戻しの申出を行った利用者について、払戻しが適切に行われる措置を講じているか。」との文言ではどうか。	ご指摘の箇所については、払戻の申出が不正なものである場合などにまで払戻しに応じることを求めるものではありません。
25	前払式証券発行協会	「払戻実績を期中にあっても正確に把握しているか。」とされているが、少額かつ大量の前払式支払手段を利用した取引において、時々刻々と変動する加盟店による払戻金額を、常に「正確に」把握することは困難である。そこで、「期中にあっても法令に定める額を超えることがないような措置を採っているか」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、「法令に定める上限を越えて払戻しが行われることを防止するための態勢を整備」する必要がありますが、そのような措置が講じられている場合には必ずしも払戻実績を期中に正確に把握することを求めるものではない旨が明確になるよう、文言を修正いたしました。 なお、払戻実績が法令において認められた上限に極めて近づいている場合など、一定の場合には、期中において正確な払戻額の把握が求められると考えられます。



番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
26	前払式証券発行協会	<p>「Ⅱ-3-2-1②ロ。法第20条第2項及び内閣府令第42条第1号又は第2号に基づき、利用者からの払戻請求に応じている場合には、利用者に対して払戻手続について適切に説明を行っているか。」とされている。払戻手続の説明として、例えば、当該前払式支払手段の利用規約に、以下のような記載をするのは適切か。</p> <p>(1)「事由のいかんを問わず、法律に定める範囲内で、払戻いたします。」</p> <p>(2)「原則として払戻すことはできません。ただし、利用者のやむを得ない事情による場合等法律の定めにより払い戻すことができる場合は、この限りではありません。」</p>	<p>(1)のように事由の如何を問わず、積極的に払戻しを認める場合は、当該前払式支払手段の発行・払戻しの一連の流れが、出資法第2条に規定する預り金の受入れ・払戻しに該当する可能性があり、適切ではないと考えられます。</p> <p>また、(2)については、概ね法の趣旨に沿うものであると考えられますが、利用者に対する説明においては、払戻しを受けるための手続や金額についても、併せて説明をする必要があると考えられます。</p>
27	全国消費生活相談員協会電子マネー研究会	<p>法第10条第1項第3号の「公序良俗違反」について広くとらえたうえで、第三者型前払式支払手段発行者が、加盟店の取り扱う公序良俗違反の疑いのある物品・役務に当該支払手段が利用される状態を放置することのないよう、各事業者が加盟店審査・管理を充分行うべく、監視・監督していただきたい。事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)で明確にしていきたい。</p>	<p>第三者型発行者については、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-3-3において法令の趣旨を踏まえて適切な加盟店管理を行うよう求めているところであり、当局としても、法令に基づき、引き続き、適切に対処してまいります。</p>
Ⅱ-3-3 加盟店の管理			
28	前払式証券発行協会	<p>「Ⅱ-3-3-1②加盟店契約の締結後、加盟店の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合、速やかに解除できるようになっているか。」とされている点について、速やかに取引停止又は解除等の措置を採ることができることとしている場合は、加盟店契約に明示の解除条項がなくても差し支えないと考えるが、そう解してよいか。</p>	<p>加盟店契約に明示の解除条項が明記されていない場合であっても、加盟店の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合に速やかに加盟店契約を解除することができるような措置が講じられている場合には、問題ないと考えられます。</p>
29	前払式証券発行協会	<p>「Ⅱ-3-3-1③加盟店が利用者に対して販売・提供する物品・役務に著しい変更があった場合等に当該加盟店からの報告を義務づけるなど、…当該変化を把握できる態勢を整備しているか。」とされている点について、当該変化によって公序良俗に反することとなっていないかを確認することができることとなっている場合には、加盟店契約において、報告義務が明示されていなくても差し支えないと考えるが、そう解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりであると考えられます。</p>
Ⅲ 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点			
30	個人	<p>認定協会は、協会員に適用される自主規制規則の制定と、その遵守を確保するための調査等を通じ、協会員の業務の適正性を確保することを責務としている。したがって、協会員に対して効率的で実効性のある監督を行うためには、法に基づく監督責任は監督当局にあることに留意しつつ、協会との間で適切な役割分担と緊密な連携を図る必要がある。一方、非協会員に対しては、協会による調査等が機能しないことに留意して業務実態の把握に努め、その業務の厳正な監督に当たる必要がある。</p>	<p>認定資金決済事業者協会の法令上の位置づけや役割等を踏まえつつ、法令に基づき適切に対処して参ります。</p>

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
31	前払式証券発行協会	<p>発行届出書及び登録申請書の記載事項のうち、システム管理の委託先に関する事項が記載されている場合があるが、情報の安全管理やセキュリティの観点から、これらの情報を公衆縦覧に供すべきではないと考えられる。</p> <p>前払式支払手段府令別紙様式第1号及び第3号の第3面及び第5面は公衆縦覧の対象から除外することはできないか。</p>	<p>前払式支払手段府令別紙様式第3号第3面については、前払式支払手段の発行の業務上主要な活動が行われる場所を記載すれば足り、「主要な」とは前払式支払手段の販売等、利用者との間で前払式支払手段の発行の業務を行うにあたり重要な業務が行われる場所を指すと考えられます。したがって、利用者に関する情報や残高データの管理を委託している委託先の営業所の名称及び所在地は第3面に記載する必要はないと考えられます。</p> <p>一方、前払式支払手段発行者が業務を委託している委託先の情報は、監督上重要なものであると考えられます。したがって、第5面については、前払式支払手段の発行に係る業務を委託している場合には、その委託先のすべてを記載する必要があります。</p> <p>前払式支払手段府令別紙様式第1号の第3面及び第5面についても同様です。</p> <p>前払式支払手段発行者には当該情報を公衆縦覧に供することを踏まえた上で、適切な情報の安全管理等が求められると考えます。</p>
32	法人	<p>前払式支払手段の発行の業務を廃止した場合とは、発行(販売)の停止をした場合か。営業所や加盟店での利用を停止した場合なら、注釈のような条文を加えるか表記を変更していただきたい。</p>	<p>前払式支払手段の発行の業務を廃止した場合とは、法第33条第1号の「前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止したとき」を指し、新規発行のみならず、営業所や加盟店での利用を停止した場合を指します。</p> <p>その旨が明らかとなるよう、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅲ-2-2(1)に注2を追加しました。</p>

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
その他			
33	法人	前払式支払手段の発行に関する報告書と発行保証金の供託等届出書には、同じ金額(基準日現在の残高)を記載することになるので、1枚にまとめていただきたい。	法においては、3月末及び9月末の基準日ごとに直近の基準日発行未使用残高が変更されることに伴う発行保証金の供託(法第14条第1項)について、前払式支払手段府令別紙様式第27号(前払式支払手段の発行に関する報告書)において報告を求めることとし、別紙様式第12号(発行保証金の供託等届出書)の提出は求めないこととしております。 別紙様式第12号については法第14条第2項に規定する場合にのみ提出が必要となります。
34	法人	発行保証金の必要金額と供託額について一覧性をもたせるため法定発行保証金の金額を追加で記載してはどうか。	前払式支払手段府令別紙様式第12号、第27号ともに基準日未使用残高を記載することとしており、発行保証金の必要額(要供託額)は当該基準日未使用残高の1/2であり算出が容易であることから、発行保証金の必要額については記載を求めないこととしております。
35	モバイルコンテンツフォーラム	インターネットサイトの中でも携帯電話から接続する携帯サイトについては、携帯電話PHS事業者が提供する課金回収の仕組みが用いられて資金の決済が行われているものが多い。これらは、携帯サイトでの物品の給付および役務の提供が行われ利用者がそれを了承した月(利用月)の翌月以降に、携帯電話PHS事業者の回線利用契約で定めるところの回線利用請求と合算されて請求され、支払を行うものとなっておりサイト利用時に前払いとして利用しても実際の支払い手続きは完了していない。ゆえに、利用者からみて前払いではなく“後払い”となっているため、このような支払手段は前払式支払手段には該当しないことを政令・内閣府令・ガイドラインまたはその他の方法で明らかにすることを求める。	個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えますが、一般に、携帯サイトでまず物品の給付や役務の提供が行われ、その後当該物品や役務の提供の対価が請求され、支払いが行われる場合は、法第3条第1項の前払式支払手段に該当しないものと考えられます。
36	オンラインゲーム協会	政令第4条第2項における「一定の期間」について、複数の種類のポイントを発行している事業者があり、そのポイントの種類ごとにそれぞれ別個の有効期限が定められている場合には、その有効期限は個別に(種類ごとに)「一定の期間」に該当するかを判断されるべきで、異種のポイントの有効期限が通算されることはない、と考えてよいか。 具体的には、オンラインゲーム業界の場合を例にとると、 ①甲社が、ゲームAについて有効期限4ヶ月、ゲームBについて有効期限5ヶ月という有効期限をそれぞれ設定して課金ポイントを販売した場合、 ②甲社が、複数の種類のゲームに共通するポイントについて有効期限4ヶ月、特定のゲームAについて有効期限5ヶ月、特定のBゲームについて有効期限3ヶ月として課金ポイントを販売した場合(共通ポイントで各ゲームの課金ポイントが購入できる場合) において、いずれの課金ポイントも、6月という「一定の期間」を下回る有効期限しか有していないものとして、法第4条第2号の除外規定の対象となると考えてよいか。	個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えますが、一般に、ある事業者が、複数の種類の前払式支払手段を発行している場合には、有効期間については種類ごとに判断されると考えられます。 また、ある前払式支払手段について、当該前払式支払手段を使用することによって提供をうけることができる商品・役務の内容が複数設定されており、それぞれの商品・役務ごとに使用期限が異なる場合には、各使用期限のうち一番長いものが当該前払式支払手段の使用期限となります。 なお、ある発行者が複数の前払式支払手段(AとB)を発行している場合で、片方の前払式支払手段(A)を使用してもう一方の前払式支払手段(B)を購入することが可能であり、前払式支払手段Aの購入者が一般に当該前払式支払手段Aをもって前払式支払手段Bを購入することが当初から想定されている場合など、前払式支払手段A及びBが実質的に一体であると評価される場合には、それぞれの前払式支払手段の有効期限を通算した期限が前払式支払手段A及びB全体の有効期限となる場合があることに留意が必要です。このような場合には、前払式支払手段Aの有効期限と前払式支払手段Bの有効期限を通算した期間が6月を越える場合には、前払式支払手段A及びBのいずれについても法第4条第2項に該当せず、法の適用対象となると考えられます。

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
37	オンラインゲーム協会	<p>オンラインゲーム協会業界内では、資本関係や業務提携関係において、異なる事業者間で垣根を乗り越えて、特定のゲームへの利用を開示することがある。</p> <p>たとえば、A社の課金ポイントを持っている顧客・ユーザーに対し、B社とA社との合意によって、B社の<math>\alpha</math>というゲームについて、利用を許諾する例がある。このような場合、B社の<math>\alpha</math>というゲーム内のアイテム購入(あるいはB社の課金ポイント購入)は、A社とB社の取り決めにより、A社の課金ポイントを利用することによるB社からのポイント・アイテム購入のあと、一定の期限内にA社からB社に一定の範囲ないし条件で、資金的な清算がなされる仕組みとなっている(相互に乗り入れている場合には、多くの条件を集計して差し引きの計算になることが多いようである。)</p> <p>したがってこのような複数の事業者にまたがって、後日決済されることによるポイント・アイテム購入は、B社にとって、前払式支払手段には該当しないことをガイドラインに明記していただきたい。(なお、A社にとってこの課金ポイントが前払式支払手段に該当するか否かは、その課金ポイントの制度内容、条件、有効期限などのA社側の前提条件によると考えられる。)</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、一般に、ある発行者の発行する証票等又は番号、記号その他の符号が前払式支払手段に該当し、当該前払式支払手段を使用することにより、発行者以外の者から商品・役務の提供を受けることができる場合には、当該商品・役務を提供する者は法第10条第1項第4号に規定する加盟店に該当すると考えられます。</p>
38	オンラインゲーム協会	<p>「基準日未使用残高」について政令第6条における「政令で定める額」(基準額)は、「千万円」ではなく、それよりも高い額を設定すべきであり、また、資本金額、売上額などの事業規模、あるいは総未使用残高を利用者総数で除した額である、利用者一名当たりの残高などを用いて、複合的・総合的な基準を加重すべきである。本事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)の策定にあたってこの観点からの見直しが必要と考える。</p>	<p>供託基準額については、現行の前払式証票規制法施行令において1000万円とされているところ、現時点で特段これを引き上げるべき又は引き下げるべき事由が認められないことから、現行の基準を踏襲しております。</p>



番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
14 資金移動業者関係			
I-2 業務の適切性等			
I-2-1 法令等遵守			
39	全国銀行協会	外国為替及び外国貿易法第17条第3号および外国為替令第7条に定める取引の適法性の確認について、資金移動業者は銀行等と同等の管理態勢が求められるということによいか。	ご指摘の点については、必ずしも銀行等と同等の管理態勢が求められるものではありませんが、個々の資金移動業者が取り扱う国際送金の件数等に応じて、適切な管理態勢を整備する必要があります。
40	前払式証券発行協会	資金移動業者が法令等遵守(コンプライアンス)態勢を整備するにあたり、社内規則等を策定する場合には、認定資金決済事業者協会の自主規制規則の趣旨を尊重し、これに沿った内容の対応が望ましいとの理解によいか。	認定資金決済事業者協会の自主規制規則の趣旨を尊重し、コンプライアンス態勢を整備することは、望ましいと考えられます。
41	前払式証券発行協会	「当該為替取引が犯罪行為に利用されたと認めるに足る相当な理由がある場合又は口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると認めるに足る相当な理由がある場合」とは、例えば、為替取引又は口座開設契約について警察から一定の照会が行われた場合が想定されているとの理解によいか。	ご指摘のような場合も含まれますが、その他にも当局から提供する情報、利用者からの苦情、取引状況等を踏まえつつ、各資金移動業者において適切な取り組みを行うことが求められます。
I-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等			
I-2-2-1 利用者保護措置			
42	全国銀行協会	説明事項として、「①法に基づく履行保証金制度によって利用者が保護される旨」とあるが、「限定的には滞留資金の全額が保全されていない状態が発生し得ること」も併せて説明すべきではないか。	ご指摘の趣旨を踏まえて、文言を修正いたしました。
43	前払式証券発行協会	資金移動業者府令第29条第1項第1号口のとおり、一定数の委託先、提携先が存在する場合においては、個別の委託先、提携先との委託報酬、提携手数料等については、その合計額又は計算方法のいずれかを示すことで足りるとの理解によいか。仮に、かかる理解でよいのであれば、その旨をガイドライン上において明確にしていることはできないか。個別の委託報酬額、提携手数料額までの情報提供が必要となると、企業の機密情報となる個別の委託先、提携先との委託報酬、提携手数料等が外部に具体的に明らかになってしまい、委託先、提携先との交渉に著しい支障が生じることが危惧される。	ご指摘を踏まえ、利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用(以下「手数料等」)の合計額、上限又はその計算方法を説明すればよいことが明らかになるよう、文言を修正いたしました。加えて、手数料等の実額ではなく、上限又は計算方法を説明する場合の注意点について、記載を追加しました。
44	前払式証券発行協会	資金移動業者府令第29条第1項第2号ホの「為替取引の内容に関し参考になると認められる事項」の例示の一つとして、「為替取引依頼後の当該為替取引に係る資金の状況を確認する方法」が挙げられているが、これは、例えば、「資金の受取人への到達状況については、ウェブサイトを確認できます。」という説明をするなど、「確認する方法」の説明という理解によいか。	事務ガイドライン(資金移動業者)に記載された説明事項の例示の内容については、ご理解のとおりですが、当該例示の内容に限らず、取引の態様に照らして「利用者が当該為替取引に係る契約を締結するか否かの判断を行うに際して、参考となる」事項があれば、当該事項を利用者に説明することが求められます。

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
45	法人	フィッシング詐欺対策として挙げられている「利用者がアクセスしているサイトが真正なサイトであることの証明を確認できるような措置」とは、具体的にどのような措置を講じることを求められているのか明らかにされたい。	フィッシング詐欺対策として、どのような対応が求められるかについては、その時々技術水準やフィッシング詐欺の手法等に応じて個々に判断されるものであり、具体的な手法を事務ガイドライン(資金移動業者)等で一律に定めることは困難なことをご理解ください。
I-2-2-2 帳簿書類			
46	前払式証券発行協会	「帳簿書類作成部署以外の部門」とは、帳簿書類作成の担当者以外の者による検証が必要とされる趣旨であり、必ずしも新たに別個独立の部門を設けることまでは要求されていないとの理解でよいか。	資金移動業の業務の規模・特性に照らして、帳簿作成部門以外の部門による確認が困難であり、かつ、帳簿書類の記載内容の正確性を確保する観点から実効性のある措置が講じられている場合には、そのような代替措置も認められると考えます。
47	全国銀行協会	「受取人の資金移動業者等の預金口座」とは、「受取人が銀行等に開設した預金口座等」を意味しているとの理解でよいか。	ご指摘の箇所は、資金移動業者が送金依頼人に対する未達債務の消滅を認識するためには、資金移動業者自らが顧客ごとに設定した口座において送金依頼人から受取人に資金を振り替えるのみでは不十分で、受取人が銀行等において開設した預金口座に資金が到達することが必要であることを規定するものです。文言については、当該趣旨が明確となるよう修正いたしました。
48	個人	「資金移動業者等」には銀行及び外国銀行を含む旨明確化すべき。	修正後の口における「銀行等」には、外国銀行が含まれることを明確化しました。併せて、番号47に対する回答をご参照ください。 なお、受取人からの指図により別の資金移動業者に送金を行った場合には、事務ガイドライン(資金移動業者) I-2-2-2-1④(注3)二に基づき対応する必要があります。
49	個人	一般的には、仕向銀行と被仕向銀行との法律関係は、仕向銀行が被仕向銀行に対し受取人に対する支払を委託するものと捉えられている(I-2-2-2-1注5参照)。送金人側の資金移動業者と受取人側の資金移動業者等との法律関係が、このような仕向銀行と被仕向銀行との法律関係と同一であり、かつ受取人の口座に着金させる方法で為替取引を行う場合、「支払を委託」しているものとして注5に従い現実に受取人が資金を受領するまで未達債務は消滅しないと考えるべきか、あるいは注3の口により、受取人側の資金移動業者等の口座に着金した時点で債務の相手方が受取人に移動する(そして、受取人が国外にある場合には未達債務の額に参入しないことが可能となる)と考えるべきかが明確ではないように思われる。注4の規定する「支払を委託する場合」がどのような場合を想定しているのか明確にする必要があると思われる。	事務ガイドライン(資金移動業者) I-2-2-2-1④(注5)「支払を委託する場合」とは、送金依頼人から送金指図を受けた資金移動業者が、I-2-2-2-1④(注3)イからニに規定するいずれかの方法により受取人に対して現実に資金を交付することを他の資金移動業者又は送金業者に委託する場合を想定しています。 また、資金移動業者が他の資金移動業者又は送金業者に対して受取人に対する支払を委託した場合、一般的には、当該他の資金移動業者又は送金業者は委託元の資金移動業者に対して債務を負い、受取人に対して直接の債務を負うものではないと考えられます。 よって、受取人に対して支払いを行うことを委託された資金移動業者又は送金業者に開設された受取人名義の口座に着金した時点をもって債務の相手方が受取人となったと考えることは困難であり、I-2-2-2-1④(注5)本文に記載しているように、原則として受取人が現実に資金を受領する(銀行等に受取人が開設した預金口座に着金することを含む)まで未達債務は消滅しないと考えられます。

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
50	個人	注2の口において「預金口座に着金する」とありますが、被仕向銀行がいつ個別の受取人口座に着金させたかは送金側の資金移動業者には必ずしも分かるわけではない。本口の記述を「受取人の資金移動業者等に対する送金をしたとき」等に改めることが適当と考えられる。	<p>事務ガイドライン(資金移動業者) I-2-2-2-1④(注3)口において、資金移動業者が未達債務の消滅を認識するためには、原則として受取人に対する債務が資金移動業者から当該受取人が預金口座を有する銀行等に移転することが必要であり、資金移動業者が当該受取人が預金口座を有する銀行等に送金指図を行った時点で未達債務の消滅を認識することは適切ではないと考えます。</p> <p>なお、資金移動業者が銀行等に対して送金指図を行った後、受取人の預金口座に当該資金が着金するまでの期間として合理的に見積もった期間が経過した時点で、未達債務の消滅を認識することを妨げるものではありません。</p>
51	信託協会	資金移動業者が未達債務の額を認識すべきなのは、基本的には、利用者から送金資金を受け取った時点から、受取人が当該資金を受け取るまでであると解されるが、資金移動業者が送金資金の受け取り・支払いに関して業務委託先(資金移動業者又は送金業者ではない場合に限る。)を利用する場合には、約款等により別途の定めをしている場合においても、未達債務の発生・消滅の認識を当該業務委託先が利用者から送金資金を受け取った時点よりも後にすることや、未達債務の消滅の認識を受取人が当該資金を当該業務委託先から受け取る時点よりも前にすることはできないと解してよいか。	ご理解のとおりであると考えられます。
52	前払式証券発行協会	<p>受取人が商品等の代金の支払に受領資金を充てるスキームにおいても、受取人の代金支払が(注)2のイロハのいずれかに該当する場合には、未達債務が消滅するとの理解でよいか。</p> <p>例えば、受取人が商品等の提供者に送金を指図する場合、資金の第三者への送金指図として、ハに該当すると理解してよいか。</p> <p>また、受取人が受領する資金を前払式支払手段として受領する場合は、受取人が前払式支払手段を受領した時点で未達債務は消滅するものと考えられるが、この場合、イ～ハのいずれに該当すると考えるのが適当か。</p> <p>資金受領の方法については、多様な形態のサービスが想定されるため、商品代金に充てる場合、前払式支払手段で受領する場合の解釈を具体的に示していただきたい。</p>	<p>受取人が資金移動業者以外の第三者に対する商品等の代金の支払いに受領資金を送金して充当する場合には、事務ガイドライン(資金移動業者) I-2-2-2-1④(注3)二に該当し、未達債務の消滅を認識できると考えられます。ただし、この場合には、当該第三者がイから二に掲げる方法により資金を現実に受け取るまでは、当該受取人を送金人とする未達債務を認識する必要があります。</p> <p>また、受取人が資金移動業者から現金ではなく、物品・役務の提供を受ける場合であって、受領資金を当該弁済に充てる場合にも未達債務の消滅を認識できることを明確化するため、ハを追加しました。前払式支払手段が交付される場合もハに該当し、未達債務の消滅を認識できると考えられます。</p>
53	前払式証券発行協会	<p>「受取人の資金移動業者等の預金口座に着金する」とは、具体的には、いかなる場面を想定しているのか。</p> <p>資金移動業者自身が銀行を通じて、受取人の指定した銀行口座に送金する場合、現在の銀行実務では、着金の確認をするシステムが存在しないと解されることから、例えば、当該銀行との約定による日時に着金するものとして未達債務を把握するという運用でよいと解することはできないか。</p>	<p>受取人名義の銀行等の預金口座に受領資金が着金した時点を想定しており、当該趣旨が明確になるよう文言を修正いたしました。</p> <p>なお、資金移動業者から当該銀行等の預金口座に受領資金を送金する場合において、当該銀行等の約定等をもとに当該預金口座に着金するまでの合理的期間を見積もり、当該期間が経過した時点をもって未達債務の消滅を認識する方法も許容されると考えます。</p>
54	前払式証券発行協会	口の「受取人」には送金人も含まれるとの理解でよいか(自己宛預金口座への送金は許容されるか。)	ご理解のとおりであると考えられます。



番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
I-2-2-3 利用者情報管理			
55	個人	<p>本記述について、資金移動業者が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者でない場合の考え方が明確でないと思われる。個人情報取扱事業者でない場合であっても、個人情報保護法、個人情報保護法ガイドライン及び個人情報保護実務指針の規定と同様の適切な取扱いの確保を求めるものなのか。そうであれば、事務ガイドライン(資金移動業者)ではなく、資金決済法第51条等に基づく資金移動業者府令において、これらに準じて個人情報の適切な取扱いをすべき旨を規定したほうが、利用者保護上及び法制上適当ではないか。</p>	<p>資金移動業者は、個人情報保護法の個人情報取扱事業者であるか否かに関わらず、法第51条及び資金移動業者府令第25条、26条等により、個人情報を適切に取り扱うための措置を講じることが義務付けられています。</p> <p>事務ガイドライン(資金移動業者)においては、これらの規定を踏まえて資金移動業者に求められる措置の内容を明確化したものです。</p> <p>なお、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者である場合には、個人情報保護法と法の双方によって重畳的に個人情報の適切な管理が義務付けられることとなります。</p> <p>個人情報保護法の体系と各業法の体系の関係については、『金融機関における個人情報保護に関するQ&amp;A』の(問I-1)も併せてご参照ください。</p>
56	前払式証券発行協会	<p>事務ガイドライン(資金移動業者関係) I-2-2-3及びI-2-2-3-1①では、「利用者に関する情報」について、また、同③では「個人である利用者に関する情報」について、それぞれ個人情報保護法や個人情報保護法ガイドライン等に従った措置が求められているものの、利用者が特定される情報以外の情報についてまで、個人情報保護法や個人情報保護法ガイドライン等に従った措置を求める趣旨ではないとの理解でよいか。</p>	<p>質問55に対する回答をご参照ください。</p> <p>なお、匿名化された情報であっても、事業者において通常の業務における一般的な方法で、個人を識別する他の情報との照合が可能な状態にあれば、個人情報に該当するものと解されていることに留意が必要です。</p>
I-2-2-4 苦情処理態勢			
57	法人	<p>資金移動業者府令第5条第2号において設置が求められている苦情処理を行う営業所は、迅速かつ適切に処理・対応が行われる体制が築かれていれば、オペレーションの責任者(苦情相談への対応を担当する)に対して最終的な責任を負う日本国外の営業所であってもよいか。また、資金移動業者が送金業務を外部委託する場合、委託先の行為について最終的な責任を負うのであれば、当該委託先の営業所において、当該委託先に苦情処理を行わせることは可能か。</p>	<p>「資金移動業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」については、原則として日本国内の営業所を記載していただくこととなりますが、利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所を日本国外の営業所としていても、国内における利用者からの苦情又は相談に適切に応ずる態勢が整備されている場合については、個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるものと考えます。</p> <p>なお、国外送金も取り扱う場合には、登録申請書の「資金移動業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先も記載していただく必要がありますので、ご留意下さい。</p>



番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
I-2-3 事務運営			
I-2-3-1 システムリスク管理			
58	前払式証券発行協会	<p>「システム部門から独立した内部監査部門」が定期的にシステム監査を行うこととなっているが、システムの監査は、専門の者が行う必要があることから、「システム部門」からの独立を要件とすると困難である場合も想定される。</p> <p>この場合、4頁1-2-1-1法令遵守(コンプライアンス)態勢等の第4段落「また、本事務ガイドラインの各着眼点に記述されている字義どおりの対応が資金移動業者においてなされていない場合であっても、当該資金移動業者の規模や特性などからみて、利用者の保護の観点から、特段問題がないと認められれば、不適切とするものではない。」との記載は、本項目においても同趣旨と理解してよいか。</p>	<p>資金移動業の業務の規模・特性に照らして、システム部門から独立した内部監査部門によるシステム監査を実施することが困難であり、かつ、代替措置によって実効性のあるシステム監査が行える場合には、そのような代替措置も認められると考えます。</p> <p>なお、内部監査に代わって、外部監査人によるシステム監査を導入することも許容されています。</p>
59	法人	<p>資金移動に関する業務の遅延とは、具体的にどのような現象について、どの程度の遅れが生じることを意図されているか。インターネットを活用するにあたり、資金移動業者の管理下でないレイヤーでの障害によって、通常であれば想定される時間に資金移動が完了しない等の事態が発生することは想定されるため、報告の対象を明確にしていきたい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えられますが、例えば、システム障害によって利用者が資金移動の指図ができない場合や、あらかじめ決められた日時までに受領資金の交付が受けられない場合など、利用者に影響が生じた場合には、当該影響が極めて軽微なものである場合を除き、報告をする必要があると考えます。</p>
60	前払式証券発行協会	<p>軽微なシステム障害について、全て報告を要するとは考えられないことから、「ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することその他の措置により、実質的には利用者に影響が生じない場合」として、必ずしも代替措置がない場合でも、利用者に対する影響が軽微な場合を除くこととできないか。</p>	<p>利用者に特段の影響が生じなかった場合や影響が極めて軽微であった場合にまで報告を求めるものではありません。</p>

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
61	個人	<p>障害発生時の報告について、本ガイドラインではシステム運用に対する報告義務が多すぎて、事業者への負担が大きすぎるのではないかと考える。</p> <p>新規に参入する資金移動業者は、勘定系の銀行システムとは違い、システムを簡便に作り・運用することによりトータルシステムコストを下げ、利用者に低価格のサービスを提供するものと考えられる。この際に、システム運用に対する監督を厳しくしすぎるとシステムコストが大幅にあがり、サービスコスト(送金ビジネスの主なコストはシステム関連コストと見込まれる)が上昇し結果として、利用者への提供利用料の上昇につながる。そうなると既存銀行への競争力も維持できず、新規に参入しようとする事業者も減少し、利用者もせっかくの法律による便益を受けることができないことになる。</p> <p>これより、事業者の自主性を尊重し、最低限でのシステム監督が、新規資金移動業者の参入を促す上で重要なポイントになると考える。新たに市場参入する送金事業者は、インターネットと連動したシステム構築がベースになると考えられるので、報告対象として「遅延・停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの」と記述されているが、インターネットサービスは、インターネットの仕組み上、通常ベストエフォート型(best effort)のサービスとなっている。アクセスが集中する場合などで、遅延等が生じる可能性がもともとあるシステム構造となっているため、そのたびに報告となると事業者側の負担がかなり大きくなる。「障害発生報告書」での報告対象についてはインターネットサービスの前提及び事業者の負担軽減の観点から「サービス全体停止2時間以上」等、報告対象の事例を絞り込んだ方がいいと考える。(また、事業者は運用上ホームページ等でトラブルなのの上記事象があった場合には利用者に確実に状況通知することを義務付ける等で代替すれば利用者保護の目的は達成されるのではないか。)</p>	<p>資金移動業者は資金決済システムの一翼を担う存在であることから、システム障害によって、資金移動業務に関する業務に遅延、停止等が生じた場合などには、監督当局として速やかに当該状況を把握する必要があると考えます。</p> <p>また、法第40条第1項第4号において「資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」は資金移動業の登録を受けることができないこととされており、さらに、資金移動業府令第24条において資金移動業者は「その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない」とされていることに留意が必要です。</p> <p>なお、例えば、送金に通常より時間を要した場合であっても、利用者との関係ではあらかじめ契約した期間内に送金が完了した場合など、利用者にとり特段の影響が生じなかった場合や影響が極めて軽微であった場合にまで報告を求めるものではありません。</p>

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
I-2-3-2 外部委託			
62	全国銀行協会	<p>「(外部委託先の業務運営態勢若しくは業務運営の適切性に問題があると認められた場合)事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、外部委託先からのヒアリングを並行して行うことを検討することとする」とあるが、「事案の緊急性や重大性等」とは具体的にはどのようなケースを想定しているのか。</p>	<p>外部委託先の業務遂行の状況については、原則として当該外部委託を行っている資金移動業者を通じて把握することとしますが、  ①事案の緊急性が高いにも関わらず、資金移動業者を通じてでは速やかな事態の把握や改善策の策定が困難である場合や、  ②重大な事案であるにも関わらず、資金移動業者が問題となっている外部委託先の状況を十分に把握していない場合等を想定しています。</p>
I-3 外国資金移動業者に対する基本的考え方			
I-3-1 外国資金移動業者の勧誘の禁止			
63	全国銀行協会	<p>「外国資金移動業者は法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、為替取引の勧誘をしてはならない」とあるが、国内未登録の資金移動業者が国内で閲覧できる日本語の資金移動サービスの案内などをホームページ上で展開した場合、「勧誘」行為に該当することになるか。</p>	<p>ご指摘のような場合には、原則として「勧誘」行為に該当すると考えられます。</p>
64	法人	<p>外国資金移動業者(資金決済に関する法律に基づく登録を受けたものを除く)による「広告」とは、どのような行為を行うことが含まれるのか、さらに、外国の資金移動業者による「勧誘」とは、具体的にどのような行為を行うことが含まれるのか、「広告」と「勧誘」それぞれの意味と態様の区別を明確にしていきたい。また、インターネットを通じて世界中のホームページにアクセス可能であるところ、外国の資金移動業者(資金決済に関する法律に基づく登録を受けたものを除く)がホームページを開設運営していれば、当該ホームページは本案における「勧誘」又は「広告」に該当する可能性があるため、担保文言・取引防止措置等を講じる必要があるのか。</p>	<p>個別事例については、それぞれの事例の実態に即し適切に判断されるべきものと考えられますが、例えば、資金移動サービスの内容について日本語の案内を作成し日本国内で閲覧できる状態に置くことは、日本国内にある者に対する資金移動サービスの勧誘に当たる可能性があることから、そのような場合には、担保文言・取引防止措置等の合理的な措置を講ずる必要があると考えられます。  なお、インターネットを通じた勧誘に係る考え方については、事務ガイドライン(資金移動業者) I-3-2もご参照ください。</p>
65	国際銀行協会	<p>法では、法に基づく登録を受けていない外国資金移動業者の日本国内にある者に対する為替取引の勧誘を禁止しているが、事務ガイドライン案は、そのような外国資金移動業者の日本国内にある者との間の取引自体を禁止されているように読める。外国資金移動業者が、勧誘行為を日本国内にある者にしていない場合には、日本国内の者が外国資金移動業者と取引できる余地があるとの理解でよいか。</p>	<p>銀行免許も資金移動登録も受けていない外国資金移動業者が、日本国内において送金資金の受入等の為替取引を行うことは、銀行法第61条に該当し刑事罰の対象となります。</p>
II 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点			
66	個人	<p>認定協会は、協会員に適用される自主規制規則の制定と、その遵守を確保するための調査等を通じ、協会員の業務の適正性を確保することを責務としている。したがって、協会員に対して効率的で実効性のある監督を行うためには、法に基づく監督責任は監督当局にあることに留意しつつ、協会との間で適切な役割分担と緊密な連携を図る必要がある。一方、非協会員に対しては、協会による調査等が機能しないことに留意して業務実態の把握に努め、その業務の厳正な監督に当たる必要がある。</p>	<p>認定資金決済事業者協会の法令上の位置づけや役割等を踏まえつつ、法令に基づき、厳正かつ適切に対処して参ります。</p>

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
67	前払式証券発行協会	<p>「なお、資金移動業において損失が生じた場合に、申請者が他に営んでいる事業による収益等によって、補填がなされる等、資金移動業の継続可能性に影響を及ぼすと考えられる特段の事情がある場合には、当該事情を考慮するものとする」との記載の意味は、例えば、資金移動業が軌道に乗るまでの期間において、資金移動業に損失が発生することが見込まれるような場合でも、他業による補填が可能であれば、かかる事情を考慮して登録の可否について判断されることになるという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
68	前払式証券発行協会	<p>日本標準産業分類(総務省統計局作成)の「金融業」には「銀行業」が含まれており、「銀行業」には為替取引が含まれることからすると、次回の産業分類の改訂では、「資金移動業」が「金融業」に追加されることが想定される。かかる産業分類を踏まえると、定款の目的の記載は、「金融業」など、必ずしも「資金移動業」という文言でなくても許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>定款の記載において「資金移動業」という文言が存在する必要はありませんが、業務内容として「資金移動業」を包含する内容が規定されている必要があります。</p>
69	前払式証券発行協会	<p>本項目は、法第53条に基づく報告書とは別に、法第54条に基づく報告の命令を前提としている記載との理解でよいか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
その他			
70	全国銀行協会	<p>出資法の趣旨を踏まえれば、資金移動業者が送金と無関係な資金を顧客から預かることや、資金を滞留させ顧客の求めに応じて自由に払出しを行うことはできないと理解してよいか。</p>	<p>例えば、資金移動業者が、送金依頼人から送金指図を受けるとともに、当該指図に係る送金資金を送金依頼人のアカウントに受け入れるなど、送金資金が具体的な送金依頼と結びついている場合には、当該送金資金の受入れは、出資法第2条第2項で禁止される「預り金」には該当しないと考えられます。</p> <p>ただし、資金移動業者は、銀行と異なり預金の受入れはできず(銀行法第2条第2項)、送金と無関係に資金を預かったり、送金口座と称して長期間金銭を預かり利息を付すなど、その実態によっては実質的に「預り金」に該当する場合も考えられます。したがって、個別事例ごとに、事務ガイドライン(預り金)2-1-1(2)に掲げる要件(①不特定かつ多数の者が相手であること、②金銭の受け入れであること、③元本の返還が約されていること、④主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものであること)に照らし合わせながら、「預り金」に該当するか否かを判断することになります。</p>



番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
71	全国消費生活相談員協会 電子マネー研究会	<p>「資金移動業」について、業として資金移動を行うものと広く解釈し、以下の業態についても、登録・資産保全を義務付けるなどの規制をしていただきたい。事務ガイドライン第三分冊・金融会社関係14 資金移動業者関係でその旨明記していただきたい。</p> <p>①収納代行業 ②代金引換業 ③決済代行業(①や②、電子マネー発行业者やクレジットカード事業者等への直接の加盟店とならず、この事業者を介在させることにより間接的に加盟店とする事業) ④このほか実質的に業として資金移動をしているもの</p>	<p>平成21年1月14日付金融審議会金融分科会第二部会報告書においては、「共通した認識を得ることが困難であった事項については、性急に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当」とされており、利用者保護に欠ける事態等が生じないよう引き続き注視していくこととしています。</p>
72	法人	<p>資金移動業者は資金移動業を管理する責任者を設置し、その履歴書を添付することが求められている(資金移動業者府令第6条第11号)が、ガイドライン全体を通じて様々な担当者や担当部署への言及が見られる。ガイドラインにおいて、①法令遵守、②利用者保護、③事務運営の3つが資金移動業者の業務の適切性確保のための柱とされていることに鑑みれば、これら3つの担当者(①にかかるコンプライアンスの責任者及び②③にかかるオペレーションの責任者)がかかる主要な責任者に当たると思われるが、かかる理解でよいか確認したい。また当該責任者となるために必要な特定の資格はないとの理解でよいか。</p>	<p>資金移動業者府令第6条第11号における「資金移動業を管理する責任者」とは、我が国における資金移動業に係る業務を統括する者を指します。</p> <p>また、当該責任者となるために必要な特定の資格はありませんが、当該責任者を配置することにより、資金移動業を適正かつ確実に遂行できる態勢を構築する必要があります。</p>
73	法人	<p>かかる責任者は、資金移動業者の内部で他の業務を兼務することに規制はあるか。例えば、オペレーションの責任者が、履行保証金管理等の経理業務及び内部管理業務を兼務することは可能か。</p>	<p>兼職に関する制限はありませんが、それぞれの担当業務を適切に遂行できる態勢である必要があります。</p> <p>例えば、オペレーションの責任者が内部管理業務を兼務する場合には、それでもなお、オペレーションに係る内部管理の実効性が十分に確保される態勢である必要があると考えます。</p>
74	法人	<p>当該責任者は、資金移動業者の関連会社の役職員を兼務することは可能か。</p>	<p>関連会社の役職員との兼職に関する制限はありませんが、資金移動業における責任者としての役割を適切に遂行できる態勢である必要があります。</p>
75	法人	<p>外国資金移動業者の場合、日本支店内に設置を要する部門、日本支店にいない場合の担当者には何が該当するか。</p>	<p>外国資金移動業者にあつては、国内における代表者を定める必要がありますが、当該代表者は国内に住所を有するものに限られます。</p> <p>その他の者については、法令及び事務ガイドライン(資金移動業者)に基づき、資金移動業を適正かつ確実に遂行できる態勢を構築することができる場合に限り、特定の部門や担当者を日本国内に置かないことも認められると考えられます。</p> <p>なお、上記57に対する回答もご参照ください。</p>

番号	意見者	コメントの概要	金融庁の考え方
76	全国消費生活相談員協会 電子マネー研究会	インターネット内でのみ事業活動を行う者のなかには、存在や事業内容がわかりにくい決済事業者もある。資金決済法での「前払式支払手段」「資金移動業」としての規制逃れをする事業者のないよう、留意していただきたい。具体的には、御庁自ら実態把握に努めていただいたうえ、消費者や行政消費生活相談窓口から、金融サービス利用者相談室・財務局担当課室等へ情報提供があった場合、その情報を活用していただきたい。その旨、事務ガイドラインにご明記いただきたい。	事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅱ-1-3(2)において、各財務局において、資金移動業者に関する相談・苦情等のうち、資金移動業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保する上で参考となると考えられるものの蓄積を行うことを定めています。また、金融サービス利用者相談室によせられた情報についても監督部局において分析を行うこととしています。これらの記載に基づき、利用者や全国の消費生活センターや消費生活相談窓口から寄せられた情報についても、監督事務に活用してまいります。
77	個人	ビジネスの現場において、エスクローサービスというものがある。これは、資金移動を業とはせず、サービスの一部として提供している場合がほとんどとなり、日本のヤフーオークション等が大手である。また、例えば、個人間の車両販売取引において、エスクローサービスを提供するような業者もある。いわゆる銀行が行う、為替取引ではなく、このようなエスクローサービスを提供する業者も、本法案の規制対象となるのか。	個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えますが、法は、これまで銀行法上適法に営まれてきた業務を対象とするものではありません。